

北本市市民参画推進条例に位置づける項目（検討資料）

1 目的

北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定める

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例で定義している用語は定義しない
- (2) ワークショップ、アンケート等説明が必要なもののみ定義

3 基本原則

- (1) 市民と市の情報の共有
- (2) 政策形成等のできるだけ早い時期からの参画
- (3) 市民の自主性と平等な参画の機会の保障
- (4) 市民と市が相互の役割と責任を尊重して行う

4 市民の責務

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 全体の利益となるよう留意
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

5 市の責務

- (1) 情報共有のための市政情報の提供
- (2) 参画の機会の確保と拡充
- (3) 市民全体の意向を把握し、施策への反映に努める

6 市民参画の対象

- (1) 市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定または変更
- (5) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または変更
- (6) 全各号に定めるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

6-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市長等内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

6-3 参画を実施しない場合の理由の公表

市長等は、適用除外事項を適用し、参画を行わない場合は、その理由を公表しなければならない。

7 参画の方法

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 審議会（附属機関の委員）
- (3) 市民説明会
- (4) アンケート
- (5) ワークショップ
- (6) その他の効果的な方法

8 参画の実施（マッチング・ルール）

- (1) パブリック・コメント手続＋上記7参画の方法に記載するもののうち1以上を実施
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、複数の手続を併用して実施

9 参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーでの閲覧
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他考えられる広報手段

10 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 市長等は市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する

11 市民参画推進計画

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、市民参画推進計画を作成し、これを公表する
- (2) 市長は前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

12 市民政策提案制度

- (1) 市民は10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- (2) 市は提案事項の内容を検討し、提案に対する市の考え方を代表者に通知する
- (3) (1)、(2)の内容を公表する
- (4) 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める

13 市民登録制度

- (1) 「市民参加推進員」または「まちづくり人材バンク」
- (2) インターネットモニターとの統合を検討

14 推進評価機関

北本市自治基本条例審議会において市民参画の状況を審議する

15 その他

- (1) 市民団体や自治会等からの意見聴取の方法の検討
- (2) 条例制定後に実際に制度を運用する窓口整備の必要性
- (3) 前文は設けない
- (4) 自治基本条例の委任条例としての考え方を確認
- (5) 必要な条例・制度の改正を伴う
- (6) 住民投票については、自治基本条例で整理しているため、規定しない